

特定第二種国内希少野生動植物種の選定について

1. 制度創設の背景

我が国においては、多くの絶滅危惧種が里地里山等の二次的自然に依存している（昆虫類、淡水魚類、両生類の約7割が二次的自然に生息と推定）。そうした二次的自然に分布する昆虫類や淡水魚類等の種については、自然界においては個体数が減少し、絶滅のおそれがあるものの、多産であり、生息・生育地の環境改善がなされれば速やかに個体数の回復が見込めるものが多い。このような種の保全のためには、生息・生育地の減少又は劣化への対策が有効であり、個体数が著しく少なくなければ、個体の捕獲等及び譲渡し等を規制することは必ずしも優先度は高くない。一方で、販売業者等の大量捕獲等がなされた場合には種の存続に支障を来すおそれがある。

こうした趣旨から、平成29年度の種の保存法改正において、販売又は頒布等の目的での捕獲等、譲渡し等及び陳列・広告のみを規制する「特定第二種国内希少野生動植物種（以下、「特定第二種」という。）」制度を創設した。（同法は平成30年6月に施行）。

2. 今年度の指定候補種

- ・ 前回科学委員会で了解された選定プロセス（5. 候補種選定の考え方参照）に基づき検討した結果、制度創設後初の先行指定として、トウキョウサンショウウオ、カワバタモロコ及びタガメの3種を指定候補種に選定。
- ・ 本格的な指定は2021年度～を予定。

3. 定義

条文上の特定第二種の定義は以下の通り。

- ・ 種の保存法第4条第6項
 - 6 この法律において「特定第二種国内希少野生動植物種」とは、次の各号のいずれにも該当する国内希少野生動植物種であつて、政令で定めるものをいう。
 - 一 種の個体の主要な生息地若しくは生育地が消滅しつつあるものであること又はその種の個体の生息若しくは生育の環境が著しく悪化しつつあるものであること。
 - 二 種の存続に支障を来す程度にその種の個体の数が著しく少ないものでないこと。
 - 三 繁殖による個体の数の増加の割合が低いものでないこと。
 - 四 国際的に協力して種の保存を図ることとされているものでないこと。

- ・ 希少野生動植物種保存基本方針 第二 4

4 特定第二種国内希少野生動植物種

特定第二種国内希少野生動植物種については、国内希少野生動植物種のうち、次のいずれにも該当するものを選定する。

- ア 第二1（1）イ又はウに該当する種
- イ その存続に支障をきたす程度に個体数が著しく少ないものでない種
- ウ 生息・生育の環境が良好に維持されていれば、繁殖による速やかな個体数の増加が

見込まれる種

- エ ワシントン条約附属書 I に掲載された種（我が国が留保している種を除く。）及び渡り鳥等保護条約に基づき、相手国から絶滅のおそれのある鳥類として通報のあった種以外の種

4. 行為規制

特定第二種を含む国内希少野生動植物種の区分毎の捕獲等及び譲渡し等の規制内容は以下の通り表、国内希少野生動植物種の区分毎の規制内容

区分	捕獲等		譲渡し等	
	販売・頒布目的	それ以外	販売・頒布目的	それ以外
国内希少野生動植物種	×	×※1	×	×※1
特定第一種	×※2	×	○※3	○
特定第二種	×	○	×	○

- ※1 学術研究又は繁殖等、公益的な目的の捕獲や譲渡しで、環境大臣の許可を受けた場合は可能。
- ※2 特定国内種事業に係る譲渡し又は引き渡しのためにする繁殖の目的で行う捕獲で、環境大臣の許可を受けた場合は可能。
- ※3 事業を行おうとする者は、あらかじめ環境大臣及び農林水産大臣に届け出なければならない。

【法第9条第2項及び法第12条第3項における販売又は頒布の適用範囲について（案）】

法第9条第2項において、「販売又は頒布をする目的以外の目的で特定第二種国内希少野生動植物種の生きた個体の捕獲等をする場合」は、捕獲等の規制対象外とされている。また、法第12条第3項において、「販売若しくは購入又は頒布をする目的以外の目的で特定第二種国内希少野生動植物種（以下「特定第二種」という。）の個体等の譲渡し等をする場合」は、譲渡し等の規制対象外とされている。

今般、特定第二種国内希少野生動植物種の指定に伴い、法第9条第2項及び法第12条第3項に規定される販売又は頒布目的での個体の捕獲等及び譲渡し等の規制に関する適用範囲について、以下の通り整理する。

（1）法第9条第2項及び法第12条第3項における販売又は頒布の適用範囲

本法における販売とは、対価を得て他人にある財産権を移転することをいう。インターネットオークション、店頭販売等の販売手段によらず、金銭又は金銭的価値に換算できるような対価を得て特定第二種の個体等（譲渡し等の対象には動物の標本を含む。以下同様）を譲渡し等する場合は販売にあたる。

また、本法における頒布とは、有償、無償を問わず、不特定又は特定多数の者に配り分けることをいう。一名に対して配り分ける行為であっても誰でも対象者になりうるような場合は不特定の者に対する行為とみなされる。

商業目的の販売・頒布のために行われる捕獲等又は譲渡しは、大量の個体の捕獲等が当該種の保存に支障を来したり、個体を種の保存のために適切に取扱うことができないおそれがあるため、禁止される。

一方、学術研究、繁殖、教育、当該種の生息状況又は生育状況の調査、その他種の保存に資すると認められる目的で行う個体の捕獲等又は譲渡し等については、種の保存への支障や、個体の不適切な取扱いが生じるおそれが少なく、種の保存のために飼育者を募集するなど不特定又は特定多数の者を対象とする場合であっても、それを販売又は頒布目的の捕獲等又は譲渡し等として禁止する必要はない。

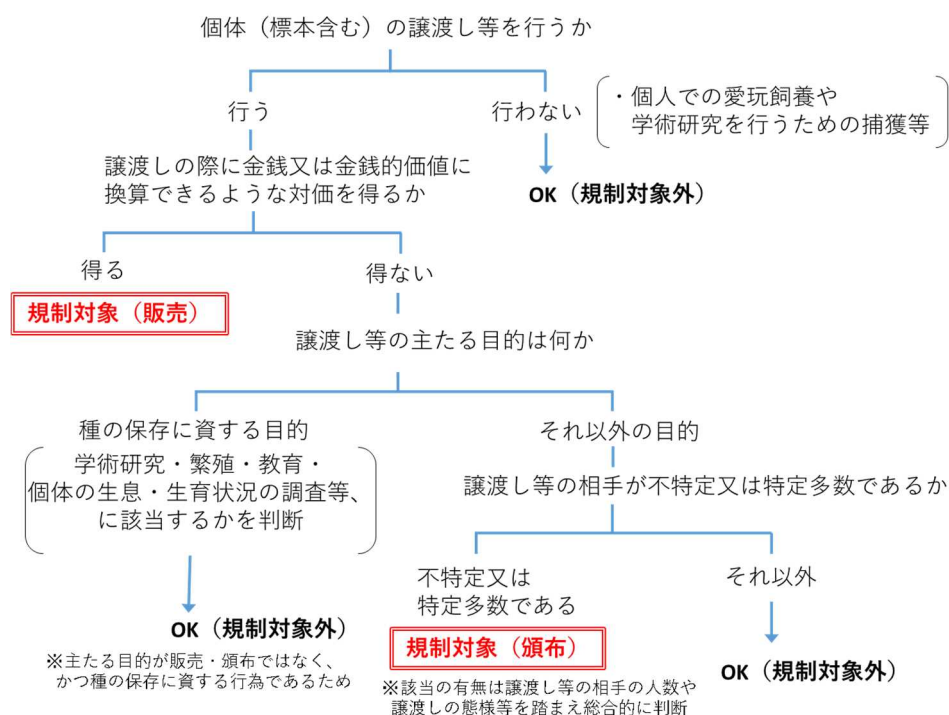
上記以外の目的で不特定又は特定多数の者に配り分ける場合、原則として頒布に該当するものとして規制対象となり得ると考えられる。ただし、禁止行為に当たるかどうかは、個別の事案を踏まえ、反復性、対価の程度、譲受けを行う者との関係や人数、大量の個体の捕獲等が生じる可能性等の種の保存への影響の程度を踏まえ、総合的に行う。

(2)．法第9条第2項及び法第12条第3項の規制の適用例

行為の例	特定第二種の規制
インターネットオークション・店頭での個体等の販売・購入	規制対象
個人間での個体等の販売・購入	規制対象
店頭・商業目的のイベントにおける個体等の無償配布	規制対象
学術研究や生息状況の調査を目的とした捕獲等又は譲渡し等	規制対象外
系統保存や野生復帰等の保全を目的とした飼育又は繁殖に伴う個体等の捕獲等又は譲渡し等	規制対象外
特定の個人に対する商業目的でない個体等の譲渡し等	規制対象外※

※種の保存に影響がないものに限る。

(3)．法第9条第2項及び法第12条第3項における販売又は頒布の適用フロー図



5. 候補種選定の考え方

- 候補種の選定に当たっては、種の保存法第4条の要件及び希少野生動植物種保存基本方針に定めた要件や、制度の趣旨を踏まえ、一次選抜では、指定条件への合致を確認し、二次選抜では、優先的に先行して指定を進めるべきかどうかの優先度を決定する。

(1) 一次選抜：指定条件への合致

種の保存法第4条第6項	条件
<p><第一号> 種の個体の主要な生息地若しくは生育地が消滅しつつあるものであること又はその種の個体の生息若しくは生育の環境が著しく悪化しつつあるものであること。</p>	<input type="checkbox"/> 個別に判断する
<p><第二号> 種の存続に支障を来す程度にその種の個体の数が著しく少ないものでないこと。</p>	<input type="checkbox"/> レッドリストカテゴリー・判定基準を活用 <input type="checkbox"/> 個体数基準であるC・Dを用いるものは対象外 <input type="checkbox"/> 基準A（個体群の減少）・基準B（出現範囲・生息地面積の僅少等）・基準E（数量解析による絶滅の可能性）を用いるものから選定 <input type="checkbox"/> 原則としてEN・VUの種から指定する。 （CRの種でも個体数が少なくなく、規制の効果が見込まれるものは将来的に候補になりうる）
<p><第三号> 繁殖による個体の数の増加の割合が低いものでないこと。</p>	<input type="checkbox"/> 両生類、魚類、昆虫類は基本的に適合すると判断する <input type="checkbox"/> 維管束植物等のその他の分類群については次年度以降に検討する
<p><第四号> 国際的に協力して種の保存を図ることとされているものでないこと。</p>	<input type="checkbox"/> ワシントン条約附属書I掲載種（留保種以外）及び渡り鳥等保護条約に基づく通報種以外が対象

○ 特定第二種の規制内容との整合性：「捕獲」又は「管理放棄」が減少要因の種

○ 運用面での整理：非漁業対象又は流通量が多すぎない種

(2) 二次選抜：特に優先して指定を検討すべき種

① 対策効果（流通規制の効果が高い種／生息環境の維持又は改善の効果が高い種）、② ハビタット条件（里地里山等の二次的自然）、③ 波及効果（他種の保全への貢献）、④ 普及啓発・調査研究の推進（フラッグシップ種等）、⑤ 保全活動（保全活動が期待できる種）の複数条件に合致した種の優先順位を上げる。

絶滅危惧種 (CR・EN・VU、学名あり)

注：下線部は環境省RDBで機械的に判断
それ以外の部分は有識者判断を要する

■一次選抜

特定第二種候補種の絞り込み (国内希少種や特定第一種との棲み分け)

①前提条件

- 種の保存法第4条第6項の条件への適合
 - 第1号：個別に判断 →第2号：レッドリスト判定基準AB及びE
 - 第3号：両生類・魚類・昆虫類は適合 →第4号：CITES付属書I掲載種以外
- 生息地保全の効果 (開発圧の有無を含む)

②特定第二種の規制内容との整合性

- 捕獲採取圧及びそれに付随する取引の有無
- 国内希少種指定では規制が厳しすぎる種 (種の存続に管理行為が必要な種等)

+

③運用面での課題

- 野生個体に頼らない養殖栽培技術の有無
- 大きな市場の有無

■二次選抜

特に優先して指定を検討すべき種の絞り込みに当たっての検討事項

①対策効果 (期待される効果の明確化)

流通規制の効果が
高い種
(販売・頒布目的の捕獲や流通が
主な減少要因になっている種)

生息環境の維持又は
改善の効果が
高い種

指定による効果

②ハビタット条件

- 里地里山等の二次的自然に主に分布する種
- 環境保全上重要な地域 (重要里地里山等) に分布する種

③波及効果

- 生息地に他の絶滅危惧種も多数生息し、本種の保全が他の種の保全にもつながる種

④普及啓発・調査研究の推進

- 環境教育等 (調査研究含む) に活用されることの多い種
- 当該地域に生息する代表的な種 (フラッグシップ種)
- かつて身近に生息し、一般にも比較的広く認知されている種

保全対策の拡充

⑤保全活動

- 保全活動が活発に行われている又は行われる可能性のある種
- 都道府県や市町村と連携して保全を進めることができる種

特定第二種を知っていたくために適切な種であるかの観点

先行指定の候補種の抽出

※先行指定の候補種については都道府県のレッドリスト・条例指定等の情報も参考にする。

5. 今後の保全対策の方向性

- 生息・生育地の減少又は劣化への対策が有効な特定第二種については、保護対策を周知するとともに、必要に応じて生息地等保護区や保護増殖事業をはじめとする関連制度・事業を積極的に活用する。

- 捕獲を過度に増長させることのないよう、特定第二種の指定に当たっては、保全上の留意点をまとめた資料や普及啓発資料をあわせて作成し、適切な情報発信を行う。
- 特定第二種については、各種について関係主体が取り組む保全活動を含めて、環境省ウェブサイトに掲載し、保全を後押しする。生物多様性保全推進支援事業等を活用した民間主体の活用も支援・共有化を図る。